明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（六五）　二
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（六六）　三
○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（六七）　三
〔政　令〕
○特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三九）　三
〔国会事項〕

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第六五号）（内閣官房）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

1　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一二五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の六五）に引き下げることとした。また、再任用職員の期末手当について、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、一二月期の支給割合を一〇〇分の三二・五に引き下げることとした。（法第一条の規定による改正後の第一九条の四第二項及び第三項関係）

2　期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一二七・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の六七・五）に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一二七・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の六七・五）に引き上げることとした。また、再任用職員の期末手当について、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、六月期の支給割合を一〇〇分の三五に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の三五に引き上げることとした。（法第二条の規定による改正後の第一九条の四第二項及び第三項関係）

二　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正関係

1　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（法第三条の規定による改正後の第七条第二項関係）

2　期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

三　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

1　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（法第五条の規定による改正後の第八条第二項関係）

2　期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

四　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2、二の2及び三の2は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第六六号）（内閣官房）

1　期末手当の改正

㈠　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

㈡　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、1㈡は令和三年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第六七号）（防衛省）

1　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一六五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

2　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ一〇〇分の一六七・五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三九号）（内閣官房）

1　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職員の給与に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。